

埼玉西部消防組合ハラスメント防止宣言

【基本的な考え】

ハラスメントは、個人の尊厳と人格を侵害する決して許されない行為である。そのような行為は、被害者を深く傷つけるだけでなく、職場環境を悪化させ、業務の円滑な遂行に支障を来すのみならず、これまで先人が積み重ねてきた消防への信用や信頼を失墜することとなり、一度失った信用や信頼を回復するには多大な努力と膨大な時間が必要となる。

もとより、全体の奉仕者たる公務員には、ハラスメントとは無縁の高い倫理観が求められており、その中でも消防職員は、市民が「生命、身体及び財産を災害から守る消防機関」に寄せる期待及び信頼に十分に応えうる、ひととき高い倫理観を備えていなければならない。

一方、消防の職場には、災害現場で安全、確実、迅速な部隊行動を遂行するため、時には強い言葉で命令する場面もある。しかしながら、災害現場と日常業務の場面を混同し、必要性がないにもかかわらず、強い言葉を発し限度を逸脱する場面が潜在している。

また、全国的に女性消防吏員の増加が図られているところであるが、いまだ男性消防吏員が圧倒的に多いことから、職場では、男性を中心とした考え方が意図せず残っているおそれがある。そのため、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産をする女性消防吏員や、男女にかかわらず育児休業等を取得しようとする職員に対するハラスメントが生じる懸念がある。

ハラスメントに関して、これら消防の職場特有の懸念が存在することを私たちは深く自覚しなければならない。

【宣言】

埼玉西部消防組合は、職員一人一人が自らの言動に責任を持ち、互いに尊重し合う意識を高めることで、率直に意見を述べあえる風通しの良い職場環境の実現を目指し、これまで取り組んできたハラスメント防止対策の実効性を高めるとともに、組織一丸となってハラスメントの撲滅に向け、不断の努力を行うことを宣言する。

令和8年4月1日

埼玉西部消防組合 消防長 村田 雄一